

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から同年6月まで
② 昭和44年1月から同年7月まで

申立期間①については、夫の母親から常々、「年金などの公的な支払いはきちんとしないといけない。」と言われてきたので、手続をした日付までは覚えていないが、昭和43年の年末にA社を退職後、国民健康保険の加入手続と同時にB市区町村役場で国民年金の加入手続を行い、保険料は町内の納付組織で納付していた。

申立期間②については、出稼ぎでC市区町村に居住していた夫から、「おまえもC市区町村に來い。」と言われ、急きょ、それまで勤務していた会社を退職し、昭和44年1月にC市区町村に転入した。当時は息子が病気がちであり、国民健康保険に急いで加入しないといけなかったため、引越してすぐに、D市区町村役場もしくはE市区町村役場に出向き、転入の届出、国民健康保険の加入及び国民年金の加入の手続きをした。役所の建物に入ってからすぐに「外国人登録課」があり、「こんな課があるのか！」と驚いたことを記憶している。国民年金保険料の納付については、夫の分と併せて何回か役所に出向き、役所の中で支払いをした。

両申立期間について、国民年金保険料の納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は、オンライン記録等によると未加入期間となっているものの、F年金事務所が保管する国民年金受付処理簿によると、B市区町村（現在は、G市区町村）において、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が3度払い出されていることが確認できることから、申立期間当時、行政側の被保険者記録等の管理が必ずしも適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

また、申立期間①については、6か月と短期間である。

さらに、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間①当時同居していた申立人の夫は、死亡する直前の2か月間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているほか、申立人の夫の母親は、国民年金制度創設時から国民年金に任意加入し、すべての被保険者期間において国民年金保険料を納付しており、夫婦及び申立人の夫の母親の納付意識の高さがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間①の直前の昭和42年*月*日に第一子を出産しており、健康保険厚生年金保険被保険者台帳によると、政府管掌健康保険の任意継続被保険者となる手続及び継続療養を受給する手続を行ったことが確認できないことから、申立人は、申立期間①当時、国民健康保険の加入手続を行ったものと推認できるところ、G市区町村は、「当時、国民健康保険の加入者には国民年金にも併せて加入するよう指導していた。」と回答しており、国民健康保険の加入手続と国民年金の加入手続を同時に行ったとする申立人の主張に不自然さはいふことができない。

一方、申立期間②について、この期間は国民年金の未加入期間となっている上、申立人は、「国民年金保険料は、何回か役場に出向き、夫の分と共に役場の中で支払いをした。」と供述しているものの、申立人の国民年金被保険者台帳の変更後の住所欄には、申立人が申立期間②当時居住していたC市区町村の住所が記載されていないことから、申立人の国民年金被保険者台帳は、申立人の申立期間②当時の住所を管轄する社会保険事務所（当時）に移管されていなかったことが確認できる。

また、E市区町村には、申立人に係る国民年金に関する記録は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も確認できない。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和43年1月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年1月10日に、資格喪失日に係る記録を44年5月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、42年1月から同年9月までの期間は2万6,000円、同年10月から44年4月までの期間は3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月10日から44年5月10日まで
B社の紹介で、昭和42年1月10日から44年5月10日までの期間、C市区町村にあるA社に勤務しており、昭和43年11月25日にはD職種試験に合格している。

厚生年金保険に未加入となっているのは納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する申立期間当時にA社の同僚らと一緒に撮影されたと推測される写真及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた3人のD職種職員（E氏、F氏及びG氏）のほか、複数の同僚が名前を挙げた9人のD職種職員及びD職種の見習いとされる者はいずれも、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人は、昭和43年11月25日にD職種試験に合格していることが確認できるところ、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、「自分はD職種の見習いであった。」と供述している同僚が、厚生

年金保険の被保険者資格を取得した日と当該同僚が入社したとする時期が一致していることが確認できることから、申立人についても、D職種試験合格前の見習いの時期に、厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

加えて、申立期間当時、D職種の見習いであったとする別の同僚一人は、「一番責任ある立場にあったのがE氏、2番目に責任ある立場にあったのがF氏で、申立人は3番目から4番目に責任ある立場にある人であった。G氏は、申立人よりずっと責任の軽い立場で勤務していた。」と供述している上、申立人と異なる職種であったとする同僚一人は、「当時は、全従業員が厚生年金保険に加入し、保険料が控除されていた。」と供述していることから、申立期間当時、申立事業所は、すべての従業員について厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間当時、申立人と同格であったとされる同僚の昭和42年1月から44年5月までの期間のA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、42年1月から同年9月までの期間を2万6,000円、同年10月から44年4月までの期間を3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、適用事業所名簿から、A社は、昭和51年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、事業主は所在不明であり、納付義務の履行を確認できる関連資料、周辺事情は無い。しかし、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、これらのいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないことは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年1月から44年4月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 31 日から 4 年 10 月 1 日まで
平成元年 12 月 31 日から 4 年 10 月 1 日までの期間において、A社で、B職種として勤務していた。申立期間中、同社から交付を受けた健康保険被保険者証を使用して医療機関で受診したこともある。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間のうち少なくとも平成2年1月6日から4年8月31日までの期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A社において給与事務及び社会保険関係事務を担当していた者は、「申立期間当時、当社において社会保険台帳を作成していたが、申立人の厚生年金保険の加入手続を行った記憶がない。当時、厚生年金保険の加入は従業員の希望に応じるなどしており、すべての従業員を加入させていたわけではなかった。」と供述しており、複数の同僚が、「申立期間当時、A社においては厚生年金保険に加入していなかった者がいた。」旨を供述していることから、事業主は、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立期間当時の事業主は故人となっている上、事業主の妻（事業主が死亡した平成11年*月から事業を承継）は、「私は、申立期間当時、A社の業務に全く関与していない上、当時の資料が何も残っておらず、申立内容については分からない。」と回答しており、事業主及びその妻から、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入の取扱い及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人は、A社から健康保険被保険者証を受け取ったと主張しているものの、オンライン記録に、申立期間において申立人の氏名は確認できず、被保険者番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、C市区町村の保管する国民健康保険被保険者台帳から、申立期間のうち、平成元年12月31日から2年2月15日までの期間において、申立人は、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 6 日から 63 年 10 月 8 日まで
公共職業安定所の職業紹介により、昭和59年9月6日に正社員としてA事業所に入社した。同年9月12日、就労中の作業現場で労働災害に遭い、入院した。

私は、同社を退職する手続を行った覚えは無く、せめて労災保険の休業補償給付の終期である昭和63年10月8日までの期間については、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 59 年 9 月分の給与明細書から、申立人は、申立期間のうち同年 9 月 6 日から同年 9 月 12 日までの期間においてA事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該給与明細書からは、昭和 59 年 9 月分の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人が所持する昭和 59 年 9 月 16 日から 63 年 10 月 8 日までの期間に係る労働者災害補償保険療養・休業補償給付等支給決定通知に記載されている支給決定金額は、業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができず、賃金の支給が無い場合の額であると認められることから、申立人は、申立期間のうち、59年9月13日から63年10月8日までの期間（昭和59年9月13日から同年9月15日までの三日間は支給に係る待機期間。）は、事業主から賃金の支払いを受けておらず、厚生年金保険料の控除も無かったものと推察される。

さらに、適用事業所名簿から、A事業所は、昭和 59 年 10 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち同日から 63 年 10 月 8 日までの期間については厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

島根厚生年金 事案 386

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月23日から同年9月1日まで

申立期間当時は、B市区町村にあったA事業所に入所し、技術指導を受けていた。当時入所していた者の中にはA事業所における厚生年金保険の被保険者記録がある者もいると聞いているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿（紙台帳）に記載された厚生年金保険の被保険者であって、申立期間を含む昭和20年1月1日以降に被保険者資格を取得したことが確認できる78人のうち、所在が判明した者はわずか二人である上、そのうち回答のあった一人は、「私は昭和19年4月から20年10月ごろまで勤務したが、申立人は知らない。」と供述していることから、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことを確認できる供述を得ることができない。

また、申立人は、「A事業所に勤務中は、給与及び手当を受け取っていないことから、当然、年金保険料も控除されていなかったと思う。」と供述しているところ、A事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿（紙台帳）によると、申立人の氏名は確認できない上、申立人が同僚であったとして名前を挙げた者及び1年先輩として名前を挙げた者の二人についても、氏名が確認できない。

さらに、健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、A事業所は、昭和20年8月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記も確認できないことから、当時の事業主及び役員の所在が不明であり、申立人の申立期間における勤務実態、労働者年金の加入の取扱い及び労働者年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から51年2月1日まで
昭和50年4月1日から51年1月末までの期間において、A社のB部署に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。47年6月15日から同年10月1日までの期間において、同社C部署に勤務した期間は、厚生年金保険の被保険者記録が有るのに、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人は、期間の特定はできないものの、臨時職員としてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社において、臨時職員の厚生年金保険の加入手続等を行っているD部署が保管する健康保険厚生年金保険加入者名簿に、申立期間前の昭和47年6月15日から同年10月1日までの期間において、申立人が厚生年金保険の被保険者として加入手続が行われていることが確認できるものの、申立期間において申立人の氏名は確認できない上、D部署は、「申立期間において、申立人の厚生年金保険の加入手続及び給与からの厚生年金保険料の控除は、行っていない。」と回答している。

また、申立人は、「申立期間当時は、夫が加入する健康保険組合の被扶養者の認定を受けていたため、A社から健康保険被保険者証の交付を受けていない。」と供述しているところ、申立人の夫が加入していたE健康保険組合は、申立人は、申立期間において、申立人の夫の被扶養者の認定を受けていると回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間前の昭和47年6月15日から同年10月1日までの期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、申立期間において申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間において、申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年ごろから 35 年 2 月 1 日まで
② 昭和 38 年 7 月 18 日から 39 年 9 月 1 日まで

A事業所に、昭和 33 年ごろから、B事業所と社名を変更する直前の 35 年 1 月 31 日までの期間、勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、昭和 38 年 7 月 18 日から 39 年 8 月 31 日までの期間、C事業所D出張所（現在は、E事業所）においてF業務担当として勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

両期間について、上記事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A事業所の元社員で、現在、B事業所の役員である者及び申立人の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該役員は、「私がA事業所に入社した昭和 34 年 8 月 1 日時点で、申立人は入社していなかった。また、A事業所は、申立期間当時、従業員として雇用していても、1年ぐらいは社会保険に加入させてくれなかった。」と供述している。

また、申立期間①当時のA事業所の役員及び同僚は、故人又は連絡先不明であるため、申立てに係る事実を確認できる関連資料等を得ることができない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間①において、申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

一方、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、A事業所からB事業所に社名が変更になった昭和 35 年 2 月 1 日に、B事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得し、38 年 7 月 18 日に同資格を喪失していることが確認できる。

2 申立期間②については、申立人の勤務内容に係る具体的な供述から、申立人は、C事業所D出張所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C事業所D出張所に係る健康保険厚生年金保険事業所記番号索引簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、昭和39年4月1日であり、申立期間②のうち、38年7月18日から39年4月1日までの期間は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、B事業所の役員は「当事業所とC事業所は関連会社であり、社名が変わったときに在籍していた従業員は、転勤という形で移行したが、C事業所D出張所が厚生年金保険の適用事業所に該当する前の期間においては、転勤した従業員について、給与から厚生年金保険料は控除していなかったと思う。申立人は、当事業所からC事業所D出張所に転勤した当時、あまり事務所には出勤せず、契約を獲得してくるだけのF職であり、基本給という形ではなく、どちらかといえば成功報酬として支払っていたと思う。」と供述している。

さらに、E事業所（C事業所D出張所の後継会社）は、当時の状況については一切不明である旨を回答しているほか、申立期間②当時のC事業所D出張所の役員及び当該役員から紹介されたC事業所の従業員から聴取しても、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、C事業所D出張所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に、申立期間②において申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

3 このほか、申立人が、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。